

盛岡テクノミュージアム事業者登録要領

(平成30年 7月31日 市長決裁)

(目的)

第1 この要領は、工業の振興を図るため、学生等を対象に市の区域内にある製造業及び情報サービス業を営んでいる事業所の情報を入手できる機会を増やすとともに、事業所の情報発信を強化し、雇用の確保及び地元定着を促すために実施する盛岡テクノミュージアム設置事業の事業者登録について、必要な事項を定めるもの。

(定義)

第2 この要領において、「盛岡テクノミュージアム」とは、市の区域内にある製造業又は情報サービス業を営んでいる事業所又はその他市長が認めた事業所であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 製造した製品又はそれに関連した資料等を展示する場所を設置していること又は設置を予定していること。
- (2) 前号の展示がある事業所内において、少人数からの見学に対応し説明を行う体制を整えていること。

(登録)

第3 盛岡テクノミュージアム設置事業の事業者登録に必要な要件は、次の各号に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 第2に規定する事業所であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項各号に掲げる者でないこと。

(登録の申請等)

第4 登録申請をするときは、盛岡テクノミュージアム事業者登録申請書及びその他必要と認める添付書類（以下「申請書等」という。）を添付して行わせるものとする。

- (1) 登記事項証明書又はその写し
- (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書
- (3) 事業所における展示の場所又は見学の経路を表示した図面
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(登録の決定等)

第5 市長は、申請書等の提出があったときは、現地を確認のうえ添付書類及び第3に基づく審査を行い、登録を適当と認めたときは盛岡テクノミュージアム登録事業者（以下「登録事業者」という。）として登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、盛岡テクノミュージアム事業者登録通知書によ

り、申請者に通知するものとする。

(報告)

第6 登録事業者は、四半期ごとにおける状況を盛岡テクノミュージアム状況報告書により市長あて報告させるものとする。

(変更等の届出)

第7 次のいずれかに該当するときは、登録事業者は、速やかに盛岡テクノミュージアム事業者登録変更(辞退)届を提出させるものとする。

(1) 申請書等の記載事項に変更があったとき。

(2) 登録を辞退するとき。

(登録の取消し等)

第8 市長は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、当該登録事業者の登録を取り消すものとする。

(1) 申請書等に故意に虚偽の記載をしたとき。

(2) 廃業等により営業できなくなったと市長が認めたとき。

(3) 第7第2号に該当したことを理由として登録事業者から届け出があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録事業者の登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に対し、その理由を明示して書面によりその旨を通知するものとする。

(実施期日)

第9 この要領は、平成30年8月1日から実施する。

改正文(平成31年4月15日市長決裁)抄

平成31年4月15日から施行する。

改正文(令和6年6月28日副市長決裁)抄

令和6年6月28日から施行する。